

## 【表紙】

【提出書類】	意見表明報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成31年3月13日
【報告者の名称】	株式会社ジェクシード
【報告者の所在地】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11
【電話番号】	(03)5259 - 7010
【事務連絡者氏名】	管理本部 マネージャー 町田 英彦
【縦覧に供する場所】	株式会社ジェクシード (東京都千代田区神田錦町三丁目17番地11) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「当社」とは、株式会社ジェクシードをいいます。
- (注2) 本書中の「公開買付者」とは、ピーエムアイ ホスピタリティ サービス リミテッドをいいます。
- (注3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しない場合があります。
- (注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の「令」とは金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注6) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。)第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注7) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

## 1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成31年2月13日付けで提出いたしました意見表明報告書（平成31年3月4日付で提出した意見表明報告書の訂正報告書により訂正された事項を含みます。）の記載事項に、訂正すべき事項が生じたので、法第27条の10第8項において準用する法第27条の8第2項の規定により、意見表明報告書の訂正報告書を提出するものです。

## 2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は以下のとおりです。なお、訂正箇所をすべて記載しているため、下線は省略しております。

### 3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(訂正前)

#### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、公開買付者により開始された当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）について、現時点においては、本公開買付けに対する意見の表明を留保いたします。

#### (2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(前略)

当社取締役会は、本追加質問その他の方法により得られた情報も踏まえ、本公開買付けが当社の企業価値向上、株主の皆様のご共同の利益の確保に資するものであるかについて、引き続き慎重に評価・検討等を行い、当社取締役会としての株主の皆様への意見の表明をさせていただく予定です。

株主の皆様におかれましては、当社が行う予定の再度の意見表明及び当社から開示される情報に引き続きご留意いただき、慎重に行動していただきますよう、お願い申し上げます。

(訂正後)

#### (1) 本公開買付けに関する意見の内容

当社は、公開買付者により開始された当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が開始されて以降、本公開買付けの内容及び公開買付者が目的とする当社とBM Intelligence Group（ビーエム インテリジェンス グループ。以下「BMIグループ」といいます。）との業務提携（以下「本業務提携」といいます。）が、当社の企業価値向上、株主の皆様のご共同の利益の確保に資するものであるかについて慎重に検討してまいりました（なお、公開買付者が提出した公開買付届出書（以下「本公開買付届出書」といいます。）等の記載からは、本業務提携の相手方が公開買付者であるのか、BMIグループであるのかが不明確ですが、公開買付者は、本公開買付けにおいて当社株式を取得するためのピークルに過ぎないため、当社は、本業務提携の相手方はBMIグループであることを前提として検討しております。）。

しかしながら、本公開買付届出書の記載内容のほか、平成31年2月20日に実施した公開買付者の代表取締役社長・CEOであるとされる星野和也氏及び公開買付者の副会長でありBMIグループの日本におけるビジネス展開の責任者の一人とされる泉信彦氏との面談（以下「2月20日協議」といいます。）、2月20日協議における本公開買付け及び対質問回答報告書の内容についての説明（以下「本回答」といいます。）、平成31年3月1日付けの公開買付者に対する追加質問（以下「本追加質問」といいます。）に対する回答（以下「本追加回答」といいます。）及び平成31年3月8日に実施した公開買付者の取締役でありBMIグループ法人のCEOである盧華威氏（以下「盧氏」といいます。）らとの面談（以下「3月8日協議」といいます。）の内容を踏まえても、特に、BMIグループが当社の企業価値向上にどのような貢献を果たすことができるかという点や、当社とBMIグループのシナジーの実現については不明確な点が多く、現時点において、本公開買付け及び本業務提携が当社の企業価値向上、株主の皆様のご共同の利益の確保に資するものであると判断することはできないと考えております。

他方で、公開買付者及びBMIグループと当社の間にはこれまで取引関係その他の関係は一切なく、また、本公開買付けは、当社に対して何ら事前の通知・連絡もないまま突然開始されたものであるため、当社と公開買付者ないしBMIグループとの間においては、上記の2度の協議及び本回答並びに本追加回答以外には協議等は行われておりません。そのため、当社としては、本来、一定の期間を設けて十分な情報交換と協議・交渉の上で判断されるべき業務提携契約の締結の可否について、現時点で確定的な判断を下し、本業務提携の可能性を現時点で完全に排除することも適切ではないと考えております。

そこで、当社は、平成31年3月13日開催の当社取締役会において、引き続きBMIグループとの間の本業務提携について検討し、本業務提携が当社の企業価値向上、株主の皆様のご共同の利益の確保に資するものであるかについて評価・判断していくこと、そのため、本業務提携を目的としている本公開買付けに対する意見は留保する旨を決議いたしました。

なお、当社は、今後改めて本公開買付けに対する意見を表明することは、現時点では予定しておりません。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

(前略)

当社は、本公開買付け届出書の記載内容のほか、本回答及び本追加回答並びに3月8日協議の内容を踏まえても、特に以下の点から、現時点において、本公開買付け及び本業務提携が当社の企業価値向上、株主の皆様の共同の利益の確保に資するものであると判断することはできないと考えております。

ア B M Iグループが当社の企業価値向上に貢献できると判断ができない理由

- ・公開買付者を含むB M Iグループは日本国内でのIT製品サービス(システム導入支援事業)及び人事コンサルティング(人事戦略の策定及び導入支援業務)の実績がありません。
- ・盧氏及び公開買付者の取締役であり本公開買付けの資金提供者である辛澤氏(以下「辛氏」といいます。)は、日本国内においてビジネスの経験を十分有するとはいえ、辛氏については、本業務提携の責任者であるにもかかわらず、当社は一度も接触できておりません。
- ・公開買付者は、B M Iグループと資本関係を有しておらず、また、B M Iグループは、当社株式が下落した場合のリスクを一切負わないことになっています。この点について、公開買付者は、「公開買付者の取締役である盧氏は複数のB M Iグループ法人の株式を所有するとともに取締役に就任しており、盧氏より、盧氏が取締役に就任しているB M Iグループ法人にて、対象者との業務提携の推進及び役員の派遣に協力する旨の意向を受けております。」と説明しているものの(本回答2.(8))、3月8日協議においても当社と盧氏との間で当該回答以上の具体的な合意や約束はなされていないため、当社がB M Iグループからネットワークやノウハウの提供を確実に受けられると判断することができません。また、2月20日協議において、「公開買付者がB M Iグループに属するとする理由は、人的関係を有しているためであるが、仮に盧氏が公開買付者の取締役を退任した場合には、公開買付者はB M Iグループに属さないこととなる」との説明を受けているため、仮に本業務提携を実行したとしても、将来にわたってB M Iグループからネットワークやノウハウの提供を確実に受けられるか明確ではないと考えております。

イ 当社とB M Iグループとの間にシナジーが実現すると判断ができない理由

- ・本業務提携において、B M Iグループから提供される資源は、製品や商品ではなく、ネットワークやノウハウなど、人的資源に大きく左右されるものであると考えられます。仮に、それらを享受できたとしても、日本と香港における文化や言語、ビジネスにおける商習慣の違い等の障壁を乗り越えるためには、相互の信頼関係を構築することが重要になると考えられますが、現時点においては、それらの障壁を乗り越えられる信頼関係を構築できるとの判断には至っておりません。
- ・当社は、公開買付者に対して、公開買付者が想定している本業務提携の内容や、本業務提携によりB M Iグループより提供されるとするネットワーク及び経営コンサルティングのノウハウが当社にもたらす事業上のシナジーについて具体的に説明するよう求めましたが(本質問2.(8)、本追加質問2.(7))、本業務提携の内容については公開買付け届出書3(2) ~ に記載された内容以上の説明はなく、公開買付け届出書3(2) ~ に記載された内容の具体的な実施方法や実施プロセス、その実現可能性については回答を受けておらず(本回答2.(8))、2月20日協議及び3月8日協議においても上記回答以上の説明を受けることはできずにいます。
- ・当社とB M Iグループの主要な事業領域は異なるにもかかわらず、公開買付者ないしB M Iグループは、そのことを認識していないと考えられます。
- ・本業務提携が当社にもたらす事業上のシナジーについても、当社の人材採用及び顧客網の拡大や見込み客の開拓及び当社の既存顧客への付加価値のあるサービスの提供といったシナジーが生まれることを期待しており、マーケティング活動の継続による見込み客の開拓、即戦力となるコンサルタントの採用、外部コンサルタントとの協業、コンサルタントの育成によるスキルアップ、および、多能化による収益率の改善、既存顧客向け付加価値サービスの提案、既存サービスの拡張、既存パートナーとの関係強化、新規取扱商材の開拓の施策の実現の加速につながるものと考えている旨回答されているのみであり(本追加質問2.(7))、具体的にどのようにこれらのシナジーを実現していくかの具体策については回答を受けておらず、2月20日協議及び3月8日協議においても上記回答以上の説明を受けることができずにいます。
- ・当社の主要な事業領域において、人的資源は最重要であり、本業務提携によるシナジーの実現のためには、当社の従業員とB M Iグループとの間の信頼関係の構築が不可欠であるところ、公開買付者及びB M Iグループと当社の間にはこれまで取引関係その他の関係は一切なく、また、B M Iグループが当社との間で本業務提携に関して十分な情報交換と協議・交渉を行っていないことについて、当社の従業員が不安を感じており、本業務提携により従業員の離反が生じてしまうことも懸念されます。